

である。銀行建築として、外壁全体を石張りとした古典的な意匠を用いており、市内の純然たる古典的意匠の銀行としては、ほかに三井住友銀行名古屋支店および上前津支店が残るのみで、希少な存在である。

内部空間は改修されているが、竣工当時の写真によると、客室は吹き抜けに回廊が回る、古典的な列柱を持つ典型的な銀行建築で、その意匠も優れている。

設計は、名古屋を代表する建築家鈴木禎次で、彼は銀行建築を得意としたが、現在、ほとんど残されておらず、しかも、この建物は鈴木禎次の設計した銀行建築でも代表的なものであり、建築歴史上貴重な建造物である。

構造的には、関東大震災後の鉄骨鉄筋コンクリート造5階建ての高層建築に属する建物で、当時先端の耐震技術を知る上でも重要な建物である。

都市景観および都市計画的評価

名古屋の目抜き通りである広小路と織維問屋街の旧長者町が交差する枢要な場所の一角を占める重厚な建物で、都心の景観を形成するうえで貴重な建物である。そのため、名古屋市都市景観重要建築物の第1回（平成元年）からの指定建築物となっている。

広小路に現存する近代建築は、この建物をはじめとして、旧大和生命ビル、三井住友銀行（旧三井銀行）名古屋支店、明治屋名古屋支店、旧加藤商会ビルなど少数となっているが、この建物は、名古屋の都心にある近代建築を代表するものである。

まちづくりの視点からの評価

名古屋市の中心市街地活性化計画においても、近代建築を活性化に生かしていくことが、その基本方針とされている。また、地元の栄商店街の振興計画でも近代建築の活用がうたわれている。こうした視点から、現在ある貴重な近代建築をまちの資産として活用することが熱望されている。

このように、旧中央三井信託銀行の建物は、名古屋の実業界が建築した近代建築の中でも最も優れたもので、名古屋の経済界の力と文化性を示す、建築史的に極めて貴重な建物である。

なお、この建物の銀行業務以外の保全活用方法としては、博物館的な使用や、物販的な使用が考えられる。地元経済界のシンボリックな建物であることから、格調の高い利用が模索されることが期待される。

（建築歴史・意匠委員会委員長 高橋康夫）

『光と色の環境デザイン』 の刊行

環境工学委員会 光環境小委員会

光環境小委員会では、建築照明と色彩のための新たな教材を製作することを目標に掲げ、1999年に視環境デザインWGを

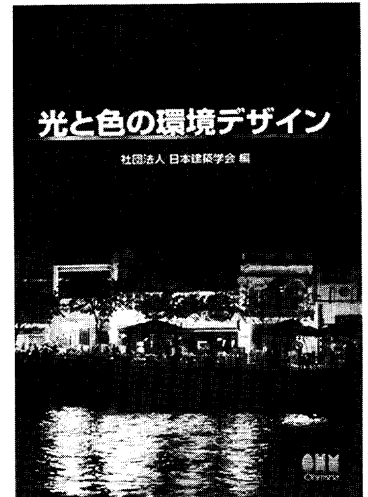
設置し、活動を続けてきた。このたび、ようやく刊行に至ったので報告する。

本書は、もともと光環境小委員会の若手委員を中心とした視環境情報SWGのなかで企画された。当時は必ずしも書籍の形をめざしていたわけではなく、学生達に照明や色彩の特性を分かりやすく教えるためにはどうすればいいか？ というテーマで話し合いながら、暗順応や色順応など視覚特性を表現するようなビデオやスライド、採光性状を示す模型などを委員が持ち合って試行錯誤していた。それも、それまでの照明や色彩の授業が、せっかくビジュアルなものを扱っているながら、ビジュアルに授業が行われていない、という反省があったためである。目で見て直感的に理解できるような教材が必要だと考えていた。

本書を企画したもう一つの大きな背景は、私達の身のまわりに優れた照明デザインや色彩デザインの建築物がまだまだ少ない、ということにある。建築家は照明や色彩の作り出す視環境に大きな関心を持っており、それらを巧みに操ろうとする。しかし、イメージした視環境を作り出すために必要な知識を与えたり、そのプロセスについて解説するような資料はほとんど見あたらない。たしかに世間には、美しい照明器具を紹介する雑誌や、カラフルなインテリアデザインを扱った書籍は多く存在する。しかし、それらは主に消費者を対象としており、感覚的にどのような効果を生むかということは示されているものの、理論やプロセスについてはほとんど触れられず、照度や輝度といった基本的な用語さえ用いられることは希である。設計者に照明や色彩の働きと活用の方法を正しく理解してもらうには、デザインの事例と環境工学のなかで蓄積された理論や研究成果を直結することが必要であると考えた。

こうした背景をもとに、本書は、光や色が環境のどのような場面で、どんなふうに使われるべきか、光や色の正しいデザインプロセスとは何かについて、分かりやすくまとめることを目的として編まれた。建築照明や建築色彩の教科書としての使用だけでなく、建築設計やインテリアデザインの副読本としても用いられるように、できるだけ多くの事例を盛り込むようにした。全73で構成されているトピックは、すべて見開き2ページで完結するように計画し、それぞれが独立して理解できるように注意を払った。

光や色に関する事項は非常に多岐に渡っているために、すべてを網羅することはできず、本書でも内容を絞って項目が立てられている。それでもページの都合上、各項目のなかで扱っていた理論や数式、実務的な技術の多くは、編集の段階で削るこ



『光と色の環境デザイン』（日本建築学会編：カラー165頁、オーム社、3,000円）

とになった。また当初は、書籍のなかに掲載されている写真を画像ファイル化するとともに、動画やシミュレーションプログラムを合わせてCD-ROMとして書籍に添付することが計画されていた。残念ながらこの作業は途中で断念することとなったが、今後の課題として検討していきたい。

最後に、企画から刊行までの長期にわたって、編集WG以外にも多くの方々からご協力いただいた。ここにあらためてお礼を申し上げる。

●小林茂雄／視環境デザインWG主査・武蔵工業大学

第15回安全計画シンポジウム

「性能から発想する建築計画」 事例を通じて考える

建築計画委員会 安全計画小委員会

〈東京会場〉

本シンポジウム（東京会場）は、2001年4月18日（水）に司会・富松太基（日本設計）のもとで開催された。参加者は47名であった。

趣旨説明：富松太基（前掲）

本小委員会では、過去4年間「集合と安全」をテーマにシンポジウムを行うとともに、実際に即した議論をするため見学会を催してきた。その間、建築基準法の大改正があり、性能規定化への道が開けた。これを契機に『事例で解く改正建築基準法「性能規定化時代の防災・安全計画」』を出版した。性能規定化の考え方、検証方法を設計者に分かりやすく解説するとともに、性能的な計画がされた事例を掲載している。

(1) 安全計画研究の経緯：矢代嘉郎（清水建設）

性能規定化によって安全計画が新たな普及の段階に入った。安全計画小委員会発足の当初から、避難計画は重要課題であった。煙の問題を取り上げても個々の防災対策では無理があり、総合的な安全対策が必要とされた。理念から計画技術への歩み、性能規定化に向けての新たな活動が行われてきた。計画方法の大きな転換点を迎え、各種の安全性について設計者が考えることが必要である。“法令”から“自ら作る安全性”にパラダイムシフトしたと言える。性能をいかに設計するか、エンジニアをどう育てていくかが今後の課題である。

(2) 建築基準法の性能規定化

：林広明（日本建築センター・大成建設）

避難安全検証法は、基本的な計画ができてることが大前提である。性能検証の方法は基本的には自由であり、ルートBは一般的な一つの方法である。検証の注意事項として、設計条件が変わると再検証が必要である。また、小部屋に設計変更すると検証結果がNGとなる場合がある。今後は新たな知見や新しい設計法を積極的に提案していかなければならない。

(3) 埼玉県立大学

：西倉潔・田辺孝浩（山本理顕設計工場）

本大学には看護、リハビリ、社会福祉等の学科が設置される。これらの学科がお互いを知ることを目的にメディアギャラリー（アトリウム）をコンペ段階から作り込んだ。この空間なくして設計思想はあり得ないものであった。防災的には非常に視認性がよく、火災の発見も容易な空間構成となった。設計を進めるなかで、防災上の対策は足かせとはならなかった。防災によって設計がおもしろく、研ぎ澄まされていくようであった。メディアギャラリーを実現するために3、4階の避難バルコニー、屋外避難階段を設置した。大屋根部は蓄煙スペースと自然排煙に利用している。

(4) 埼玉県立大学の防災設計について

：鈴木貴良（安宅防災設計）

主な認定項目は、アトリウム、展望エレベーター、耐火鋼（一部一般鋼無耐火被覆）である。排煙は教育施設のため、認定対象とはならないが、蓄煙と自然排煙による制御となっている。延焼評価では、アトリウム内の可燃物が課題となるが、設計者と十分議論をして、大学側にも確認を行った。法改正によってエキスパートジャッジメントをなくしたが、計算だけの性能評価になってしまう恐れがある。

質疑討論

：コーディネーター・古瀬敏（独立行政法人建築研究所）

法で一律に安全性を確保するのは難しい。厳格な検証法が新たな問題を引き起こす可能性がある（矢代）。安全を意識して旧法38条を用いて性能設計をやってきたが、法改正によって旧法38条で認定をとったものが現行法で認められないものがでてくる（富松）。法改正でできなくなるものが増えるのは問題である。設計者の自由な器量が残るようにしてほしい（西倉）。旧法38条が廃止された理由として案件ごとに評価基準がふれてきたことが挙げられている。面積区画は性能規定化されなかったが、今後の課題を突きつけられた感じである（林）。在館者の特性を把握していない。安全な建物を作ろうとしているが、そのための知見が十分ではない。現在も工学的に考えられるハードの部分を優先して、本当のところを後回しにしている（古瀬）。ハートビル法についても設計者にとっては暫定的である。スロープをつければそれでよいのか？（西倉）。設計者側の問題として本当の安全を考えねばならない。計算さえすればよいという考え方は脱却しなければいけない（鈴木）。今回の性能規定化はいいものを世の中に作るという誘導部分がない。例えば、スプリンクラーは全階に設置するのが望ましいが、法的には11階以上に設置すればよいのでそうになってしまう（吉田）。ルートBは労力かけて計算するからメリットがあってしかるべきだが、ルートBで検証するとルートAの設計がNGになる場合がある。また、スクリーンシャッターが法改正後使えなくなったために、鋼製シャッターに変更するなど、実務上の障害が出ている（鈴木）。ルートBでは設計条件を決めて安全性を検証しているが、設計条件や建物の機能はどんどん変わっていく。設計の実態に則していない（小坂）。防火設計も想像を超えたときにも対応できるようゆとりを作っておくことが大事である（青木）。ヨーロッパには転用の建物がたくさんある。最も原則的な安全を考えておけば、普通の用途であれば